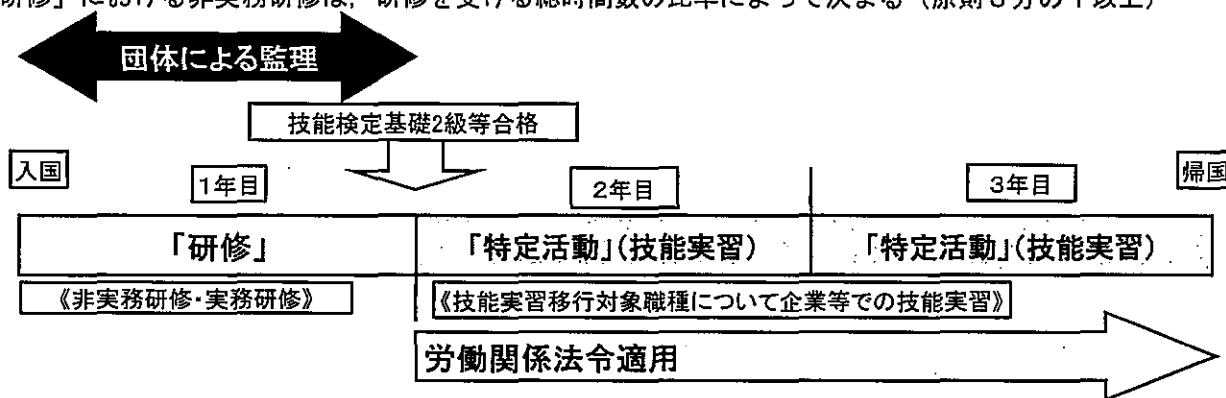


研修・技能実習制度の改正概要（団体監理型）

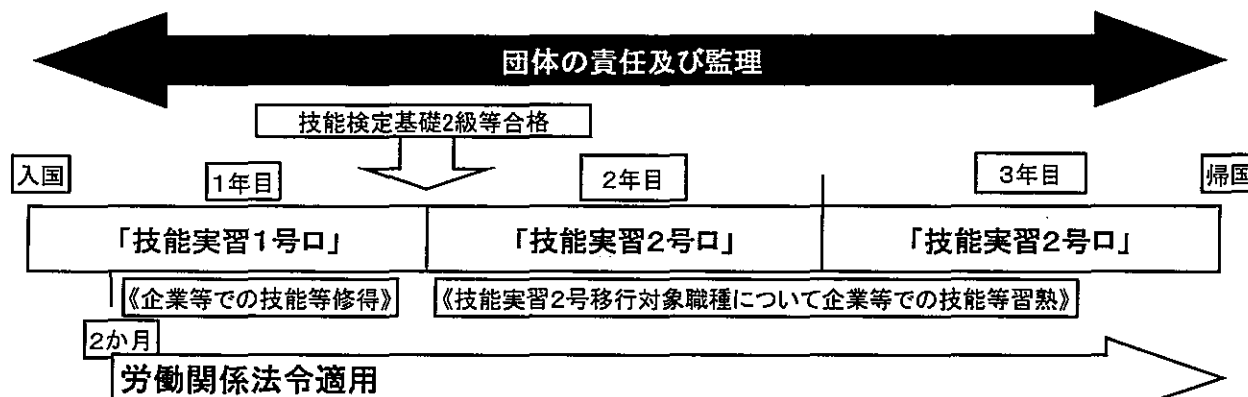
- 1年目の研修生は労働関係法令の適用を受けない
- 受入れ団体による監理は1年目の研修のみ
- 「研修」における非実務研修は、研修を受ける総時間数の比率によって決まる（原則3分の1以上）

現行



- 1年目の講習終了後から受入れ企業等との雇用契約に基づき技能実習生に労働関係法令が適用
- 技能実習に対する受入れ団体の責任及び監理が技能実習終了時まで継続

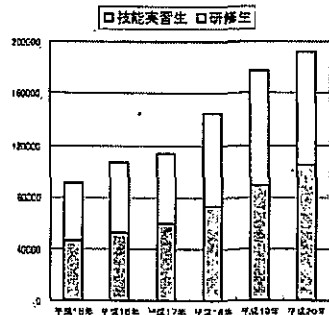
改正後



研修・技能実習制度の問題点と今後の措置

研修・技能実習制度の現状と問題点

研修・技能実習生の外国人登録者数の推移



過去10年間の推移

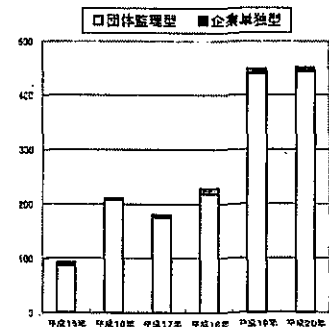
- ・「研修生」3倍以上増加 (平成10年末: 27,108人)
- ・「技能実習生」約7倍増加 (平成10年末: 15,486人)

(参考)
技能実習移行者数(平成20年) 62,520人

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
研修生	44,464	54,317	54,107	70,519	88,088	86,826
技能実習生	46,352	52,604	59,755	73,580	89,033	104,990
計	90,816	106,921	113,862	144,099	177,119	191,816

(単位: 人、各年末現在)

不正行為認定機関数の推移



不正行為の類型(上位3類型)(平成20年)

1. 研修生の所定時間外作業 30.8%
2. 労働関係法規違反 28.2%
3. 名義貸し 17.5%

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
企業単独型	5 (5.4%)	2 (0.9%)	5 (2.8%)	11 (4.8%)	9 (2.0%)	7 (1.5%)
団体監理型	87 (94.6%)	208 (99.1%)	175 (97.2%)	218 (95.2%)	440 (98.0%)	445 (98.5%)
計	92 (100%)	210 (100%)	180 (100%)	229 (100%)	449 (100%)	452 (100%)

(単位: 機関)

- 「企業単独型」の研修とは、本邦にある企業が海外の合弁企業、現地法人や取引先から研修生を受け入れる形態の研修
- 「団体監理型」の研修とは、商工会や事業協同組合、財団法人、農業協同組合などの団体の監理の下、傘下の組合員や企業の中で研修生を受け入れる形態の研修

現行制度の問題点

主に団体監理型の受入れで次のような問題点が顕在化している

- 一部の受入れ企業で研修生・技能実習生が実質的に低賃金労働者として扱われ、賃金不払い等の労働関係法令違反も発生
- 受入れ企業に対する指導・監督が不十分な受入れ団体が存在
- 不当な利益を得るなどして、研修生をあっせんする悪質な送出し機関やブローカーの存在

出入国管理及び難民認定法改正法による措置

労働関係法令の適用案

- 実習実施機関での技能等修得活動は雇用契約を締結して行われるため、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令が適用される(法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄1号口及び2号口)

2 退去強制事由の追加

- 不正な研修・技能実習活動のあっせん等を行った外国人を退去強制することができる(法24条3号の4)

上陸基準省令、団体要件省令等で規定する新たな要件(技能実習1号口)

技能実習生の保護に係る要件

- 実習実施機関での技能等修得活動を開始する前に監理団体による一定期間の講習の実施を義務付け(技能実習1号口8号)
- 講習において専門的な知識を有する外部講師による技能実習生の法的保護に必要な情報に係る講習を義務付け(技能実習1号口8号)
- 技能実習生の技能等の修得活動前に実習実施機関等が労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出等の措置を講じていること(技能実習1号口12号)
- 監理団体による技能実習生のための相談体制の構築(団体要件省令1条4号)
- 実習実施機関での技能実習が継続不能となった場合、監理団体が技能実習生の新たな受入れ先確保に努めること(団体要件省令1条5号)
- 実習実施機関における労働条件を当該外国人が理解したことを証する文書を入国の審査の際に提出(施行規則別表第3)

2 団体による監理の強化に係る要件

- 3か月に1回以上監理団体の役員が技能実習の監査を実施し、その結果を地方出入国管理局へ報告すること(団体要件省令1条3号)
- 技能実習に係る技能等について一定の知識等を有し、適正な技能実習計画を策定する能力のある役職員(当該団体の監理の下で技能実習を実施する実習実施機関の役職員を兼務する者を除く。)が当該計画を策定すること(団体要件省令1条7号)
- 1か月に1回以上監理団体の役員が実習実施機関を訪問し、技能実習の実施状況の確認及び指導を行うこと(団体要件省令1条8号)

3 退去の事由に係る要件

- 不正行為の対象となる事由を省令で明確化(技能実習1号口16号)
- 入国後等重篤な不正行為を行った場合は受入れ停止期間を5年間に延長(技能実習1号口16号)
- 受入れ側の機関又はその役員等が「入国法・労働法等の労働関係法令に規定する罪」により刑に処せられたことがある場合は、その執行が終了し、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること(技能実習1号口19号、33号、38号)
- 受入れ側の機関の役員等が、過去5年間に他の機関で役員等として技能実習の監理等に在任したことがあり、その在任中に当該他の機関で不正行為を行い技能実習生の受入れが停止となっている場合は、当該期間が経過していること(技能実習1号口20号、34号、39号)
- 送出し側の機関又はその役員等が、過去6年間外国人に不正に在留資格認定証明書の交付等を受けさせる目的で偽造文書等の行使又は提供を行っていないこと(技能実習1号口40号)

4 不当な金品徴収の禁止に係る要件

- 送出し機関等が保証金等を徴収し、又は労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が行われていないこと(技能実習1号口6号)
- 技能実習に関係する機関相互の間で、技能実習に関連して、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が行われていないこと(技能実習1号口7号)
- 不適正な取決めがないか確認するために送出し機関と技能実習生本人との間の契約書等を入国の審査の際に提出(施行規則別表第3)
- 監理団体の監理費用を技能実習生に直接又は間接に負担させないこと、また、監理団体が実習実施機関から監理費用を徴収する場合は金額及び使途を明示すること(団体要件省令1条6号)

